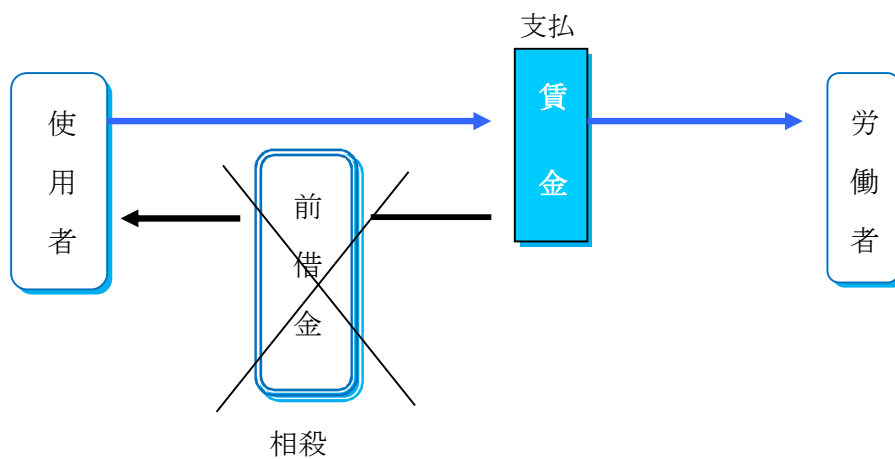


前借金相殺の禁止（法第17条）

前借金その他労働することを条件に前貸の債権と賃金を相殺してはなりません。



- ※ 「前借金」（せんしやくきん）とは、労働契約の締結の際に、労働することを条件として使用者から借り入れ、将来の賃金により弁済することを約束した金銭のことです。